

### 事務処理フロー図

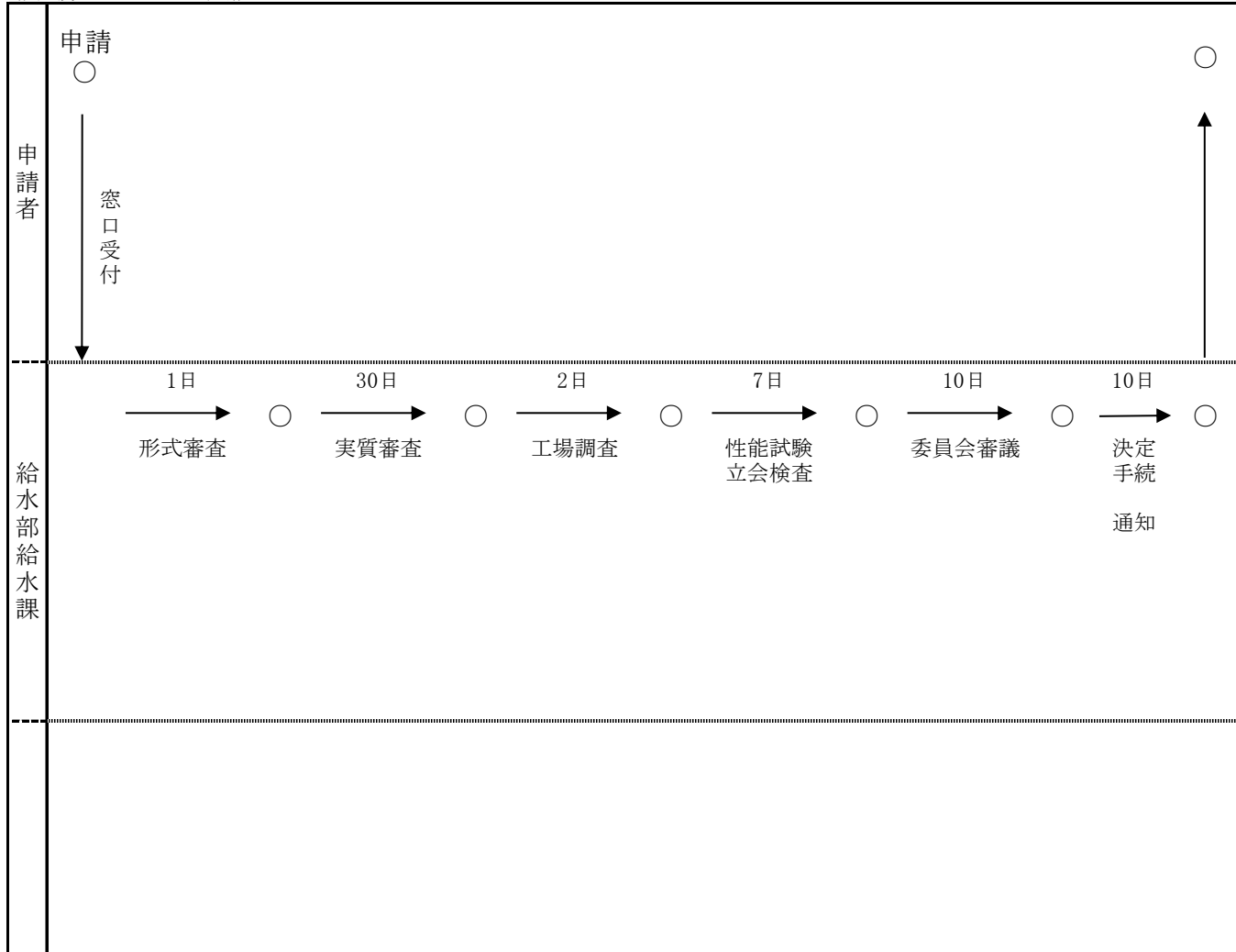
事務名	道路下等の給水装置用材料の指定・指定の取消し、都が認証する給水装置用材料の認証
根拠法令	東京都給水条例第6条の4第1項

作成部署 水道局給水部給水課調査担当 電話03-5320-6433

標準処理期間計	60日
---------	-----

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について審査基準(東京都給水装置用材料等の認証及び指定に関する事務処理基準)を満たしているかどうかを審査します。
3	工場調査	指定材料が安定的に生産でき、品質管理が行えるかどうかを調査します。
4	性能試験立会検査	指定材料が定めた仕様を満足しているか性能試験の実施に立会い確認します。
5	委員会審議	申請書及び工場調査及び性能試験結果をもとに、指定材料として認証の可否を審議します。
6	決定手続	認証された材料を指定材料に決定します。
7	通知	申請者に通知します。